

令和 6 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

放送大学

令和 7 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和6年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和6年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- （１） 機構は、令和５年６月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和５年９月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- （２） 機構は、令和５年７月から９月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の８大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（６大学）

帯広畜産大学、筑波技術大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、政策研究大学院大学

○ 私立大学（２大学）

大阪女学院大学、放送大学

- （３） 機構は、令和６年６月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- （４） 機構は、令和６年６月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和６年	
７月	書面調査の実施
８月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和７年	
１月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- （５） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和７年１月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果(案)に対する意見の申立ての機会を設け、令和7年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和6年度に認証評価を実施した8大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和6年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員(令和7年3月現在)

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授(常勤)・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清 水 一 彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
鳥 居 朋 子	立命館大学教育開発推進機構教授
中 根 正 義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根 本 武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤 子	国際基督教大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山 口 宏 樹	大学入試センター理事長
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
◎ 戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
柴 田 潤 子	神戸大学教授
高 倉 喜 信	京都大学副学長、白眉センター長
高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
竹 内 淑 恵	法政大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構教授研究開発部長
花 屋 実	群馬大学理事・副学長・教授
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
山 岡 洋	桜美林大学教授
山 口 正 洋	高知大学教授
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

(第2部会)

石 川 准	静岡県立大学名誉教授
岩 附 信 行	東京科学大学副理事・教授
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中 村 泰 之	名古屋大学教授
三 浦 浩 喜	福島大学長

光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・スチューデント・ ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
嵐 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志	長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
山 本 幸 一	明治大学研究推進部研究知財事務室副参事

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

放送大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

○ 文化科学研究科修士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

（基準 5－3）

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 1 学部及び 1 研究科を置いている。

[学士課程]

・教養学部（1 学科：教養学科）

[大学院課程]

・文化科学研究科（修士課程 1 専攻：文化科学専攻、博士後期課程 1 専攻：文化科学専攻）

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学通信教育設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、原則として、生活と福祉コース、心理と教育コース、社会と産業コース、人間と文化コース、情報コース、自然と環境コースに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各コースにコース主任を置いているほか、心理と教育コースについてはコース主任に加え、コース主任の職務のうち修士課程についての職務を行うプログラム責任者を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会を置いており、教授会から学生委員会、教務委員会、試験委員会、社会教育主事講習運営委員会、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会、障害学生支援に関する委員会に各種議決を委任している。教授会は、学長、副学長、教授、

「特任教授及び特任榮譽教授の人事の基準に関する規程（平成 12 年放送大学規程第 3 号）」第 2 条第 1 項に規定される特任教授及び同第 2 項に規定される特任榮譽教授、准教授、講師、「特任教授の人事の基準に関する規程」第 2 条第 2 号に掲げる特任教授をもって充てる学習センター所長のうち学長が必要と認める者から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。教授会及び各種委員会は、令和 5 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

評議会は、学長、副学長及び教授（主として障がいに関する学生支援相談室又は公認心理師教育推進室の業務に従事する者を除く。）、特任榮譽教授又は特任教授（放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成 15 年放送大学学園規則第 3 号）第 15 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に、放送大学に置くことができる特任教授に限る。）13 人以内から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 5 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、副学長（自己点検・評価委員会委員長）を自己点検・評価の責任者、学長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は自己点検・評価委員会であり、その役割分担は自己点検・評価の基本方針及び教育の内部質保証に関する方針に明確に定めている。中核的な審議機関である自己点検・評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある副学長、附属図書館長、各コースの教授又は准教授各 1 名、学長が指名する学習センター所長 1 名、次世代教育研究開発センター長、事務局長によって構成している。なお、自己評価書提出時点には、この体制について明確ではなかったが、令和 6 年 11 月までに自己点検・評価委員会規程を改正し、明確に定めている。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

教養学部及び文化科学研究科においては、学部の 6 コース、文化科学研究科修士課程 7 プログラム及び博士課程の 6 プログラムを「生活と福祉、心理と教育、社会と産業、人間と文化、情報、自然と環境」の 6 つに区分してその区分ごとにコース主任等を置き、コース主任等が教育課程ごとの内部質保証に関する業務を行い、副学長（教務）がすべての教育課程の責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、副学長（学習センター）を責任者として学生委員会が、情報設備については、副学長（情報）を責任者として学園情報戦略本部が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として図書情報委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証に関する方針によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項全般については、副学長（学習センター）を責任者として学生委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証に関する方針によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学部の学生受入については、副学長（学習センター）を責任者として学生委員会が、大学院の学生受入については、副学長（試験）を責任者として試験委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証に関する方針によって定めている。

なお、自己評価書提出時点には、情報設備についての内部質保証の責任者が理事（情報）だったが、令和 6 年 11 月までに教育の内部質保証に関する方針を改正し、責任者を副学長（情報）に変更した。

基準 2－2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育の内部質保証に関する方針、教育課程に関する内部質保証のための実施要領等に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを教育課程に関する内部質保証のための実施要領等に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、自己点検・評価の基本方針、教育の内部質保証に関する方針、教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領、教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領、教育設備（ICT 環境）に関する内部質保証のための実施要領、学生支援に関する内部質保証のための実施要領、学生受入に関する内部質保証のための実施要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育課程に関する内部質保証のための実施要領、教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領、教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領、教育設備（ICT 環境）に関する内部質保証のための実施要領、学生支援に関する内部質保証のための実施要領、学生受入に関する内部質保証のための実施要領等を定め、定期的に実施することとしている。なお、自己評価書提出時点には、この体制について明確ではなかったが、令和 6 年 12 月までに関係規則を改正し、明確に定めている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、自己点検・評価の基本方針、教育の内部質保証に関する方針、教育課程に関する内部質保証のための実施要領、教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領、教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領、教育設備（ICT 環境）に関する内部質保証のための実施要領、学生支援に関する内部質保証のための実施要領、学生受入に関する内部質保証のための実施要領に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2－3－1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、評議会において審議、決定している。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員の人事の基準に関する規程、教員の採用のための選考についての申合せ、教員の公募に関する申合せ、放送大学の教員昇任選考の手続等に関する内規、教授昇任選考についての申合せ等を定め、書類選考、面接、業績評価を評価して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員評価実施規程を策定し、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教育研究活動表彰規程に基づき表彰を行っているほか、教員等の任期に関する規則及び教員の再任の手続等に関する内規に基づき教員の再任に関する審査を行うなど、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果を利用している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2－5－4 のとおり、FD講演会、新規採用教員研修、教員による授業評価を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2－5－5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA 等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式 2－5－6 のとおり、学務研修、LMS 操作方法等研修、「心理学実験（基礎）」担当講師・TA 向け説明会等が実施されている。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

放送大学学園法の規定に基づき、放送大学学園会計基準に従い作成され評議員会の承認を経た財務諸表、並びに監査法人による監査報告書を主務大臣に届け出ている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、放送大学学園に理事会、評議員会を設置している。

理事会は、理事により構成され、経営の基本方針の決定及び法人の業務の決定、変更等、理事長、理事（理事長を除く。）及び監事の選任並びに解任、評議員の選任等を審議している。

評議員会は、20 人以上 27 人以内の評議員により構成され、理事長から諮問のある大学の重要事項（予算及び事業計画、寄附行為の変更等）を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。いずれも総務部総務課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は財務部経理課、情報セキュリティは情報戦略本部、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応は総務部総務課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 259 人、非常勤 457 人を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が放送大学学習センター所長・事務長会議、障害学生支援に関する委員会、学内広報委員会、自己点検・評価委員会、教職支援講座実施委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、ハラスメント防止研修（735 人参加）、個人情報保護研修（662 人参加）、コンプライアンス教育（146 人参加）等を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

私立学校法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）が設置者である学校法人に置かれている。監事は、監査計画を作成の上、業務監査、会計監査、臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査が実施され、結果が公表されている。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程、「内部監査の実施について」に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、内部監査実施計画を作成し、監査終了後は、内部監査報告書を作成し、常勤理事会に報告している。なお、自己評価書提出時点には、内部監査の主体が他の部門から独立していなかったが、令和 6 年 8 月までに規則の改正が行われ、独立性が担保された。

監事、会計監査人及び監査室は、会計監査人による監査計画や決算等に関する説明の機会等を受け、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。監事と監査室による常勤理事会への報告も定期的に行われている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。

なお、自己評価書提出時点には、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める事項のうち進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況の一部について公表されていなかったが、令和 6 年 7 月までに公表している。また、自己評価書提出時点に、学校教育法第 109 条第 1 項が公表を求

める事項のうち自己点検・評価の結果は公表されていたものの、前回の認証評価受審年度の翌年度以降の自己点検・評価書が掲載されていなかったが、令和6年11月までに公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学園本部（千葉市美浜区）及び 57 の学習センター、サテライトスペースを有し、その校地面積は計 77,622 m²、校舎等の施設面積は計 106,135 m²であり、大学通信教育設置基準に定められた校舎面積以上が確保されている。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。本部・学習センター（所有建物）の耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、スロープ、手摺、身体障害者対応トイレ、エレベーター等を整備するなど、配慮している。安全防犯面については、外灯、防犯カメラを設置するなど、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、本部、学習センター、サテライトスペース内に設置しており、延面積 15,561 m²、閲覧座席数は 2,384 席である。原則として 9時から 18時 30分まで開館している。令和 6年 5月 1日現在の蔵書数は、図書 687,986 冊、学術雑誌 3,566 種、電子ジャーナル 4,984 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、研究個室、視聴学習室及び学生控室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生サポートセンター室、学習センター等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、学習センターハラスメント相談窓口等が相談窓口となり、ハラスメント防止・対策委員会と連携し、ハラスメント等に関する相談に対応している。

282 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、体育施設、セミナーハウス、各学習センター講義室等を整備し、運営資金の支援や備品貸与等を行っている。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、学生サポートセンター室における電話による相談対応、障がいに関する学生支援相談室の設置、学習センターにおける面談を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4－2－5 のとおり、入学料の免除、授業料の免除、奨学金（給付）等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、教養学部及び文化科学研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5－2－1のとおり入試を行っている。

実施体制については、試験委員会を置いている。

試験委員会で検証等を行っており、具体的には、入学者選考方法の変更等の改善を行った。

基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5－3を満たしていない。

【改善を要する点】

文化科学研究科修士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・教養学部：0.85倍

[修士課程]

・文化科学研究科：0.52倍

[博士後期課程]

・文化科学研究科：0.95倍

文化科学研究科修士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教養学部及び文化科学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教養学部及び文化科学研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、自己評価書提出時点には、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していることが不明瞭であったが、令和6年11月までに学位授与方針と教育課程方針の対応一覧表を作成し、大学のウェブサイトに掲載している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教養学部及び文化科学研究科において、教育課程の編成が、体系的を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。なお、自己評価書提出時点には、全学にわたって事前・事後の学習時間を確保していることが確認できなかったが、令和6年11月までに、シラバスに事前・事後の学習時間について記載することと定めたほか、1単位45時間学習の原則であることを単位認定試験の難易度に関するガイドライン等に明記し、適正化を図った。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い、学則、大学院学則、1年次に入学する学生が入学する前に修得した単位の認定に関する細則、「大学院修士全本科生入学者の既修得単位の認定方法について」等で定めている。

文化科学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、自己評価書提出時点では、

文化科学研究科の修士課程において修了に必要な単位を修得するための授業科目とは別に、論文作成のための研究指導が行われていることが不明瞭であったが、令和6年11月までに大学院学則を改正して明確にした。

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、試験期間を含めて1年間の授業期間として35週を確保しており、各科目の授業期間を適切に設定している。

教養学部及び文化科学研究科の授業科目において記載が必ずしも十分とは言えないものの、おおむね適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、自己評価書提出時点には、全学にわたってシラバスの記載に不明瞭な部分が見られたが、事前・事後学習については令和6年11月までに、令和7年度新規開設科目から各科目のシラバスに記載することと定めている。

教養学部及び文化科学研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、専任の教授・准教授が担当しており、担当教員が客員教員のための科目でも必ず全科目に本部の専任教員が担当専任教員としてついている。

全学として印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、メディアを利用して行う授業の実施方法を整備し、指導を行っている。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教養学部及び文化科学研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を別紙様式6-5-4のとおり整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

教養学部及び文化科学研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。なお、自己評価書提出時点には、教養学部の面接授業及びライブ Web 授業科目については、科目別に成績評価の分布を確認していなかったが、面接授業科目は令和 6 年 10 月までに、ライブ web 授業科目は令和 6 年 11 月までに組織的に確認している。

教養学部及び文化科学研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点には、制度上、成績に対する異議申立てに組織的に対応していることが確認できなかったが、令和 6 年 11 月までに成績評価に対する異議申立ての取扱いに関する申合せを改正し、適正化を図った。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教養学部及び文化科学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

文化科学研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

教養学部及び文化科学研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学状況は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、教養学部及び文化科学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。